

損傷時復原性に関する事項

改正規則等

鋼船規則 B 編, C 編, CS 編及び D 編

鋼船規則検査要領 B 編, C 編, U 編, CS 編, D 編及び O 編

改正事項

損傷時復原性に関する事項

改正理由

IMO は衝突及び座礁後の安全性の確保を目的とした確率論的手法に基づく損傷時復原性要件の検討を継続して行っており、2012 年にイタリアで起きたコスタ・コンコルディア号の座礁・転覆事故への対応も考慮の上、SOLAS 条約第 II-1 章の全面的な見直しを行った。

その結果、2017 年 6 月に開催された IMO 第 98 回海上安全委員会 (MSC98) において、主に到達区画指数の評価基準、トリム状態の取扱い及び二重底の保護等に関する改正が決議 MSC.421(98)として採択された。

また、併せて、改正された SOLAS 条約第 II-1 章における区画及び損傷時復原性関連規定の解説が決議 MSC.429(98)として採択された。

このため、決議 MSC.421(98)及び MSC.429(98)に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) 船の中央、トリム及び重心位置の基準を区画用長さ (L_s) から乾舷用長さ (L_f) に改めた。
- (2) 残存復原力の計算において、各浸水段階におけるトリム変化を考慮して行うよう改めた。
- (3) 二重底のウェルに関する要件を改めた。
- (4) 船首隔壁を貫通する管に設けなければならない弁について、貨物船にあってはバタフライ弁とすることができるよう改めた。
- (5) 旅客船に対する要求区画指数 (R) を改めた。
- (6) 改造時の復原性試験の実施並びにローディングマニュアル、復原性資料等の再承認に関する基準を改めた。
- (7) 復原性資料の記載事項に関し、最小要求 G_0M 曲線の作成方法を改めた。

改正条項

鋼船規則 B 編 2.3.2

鋼船規則 C 編 4.1.2, 4.2.1, 4.2.2, 4.2.3, 6.1.3, 13.1.1, 13.1.5, 13.4.1, 16.1.6, 17.1.2, 23.3.2, 23.5.2

鋼船規則 CS 編 4.1.2, 4.2.1, 4.2.2, 4.2.3, 6.1.3, 13.1.1, 13.1.5, 13.4.1, 16.1.3, 17.2.2,

21.3.2, 21.5.2

鋼船規則 D 編 13.2.5, 13.4.1

鋼船規則検査要領 B 編 B1.1.2, B2.3.2, B2.5.1

鋼船規則検査要領 C 編 C4.2.1, C4.2.3, C6.1.1, C6.1.3, C13.3.3, C13.4, C17.1.2

鋼船規則検査要領 U 編 附属書 U1.2.1 1.3.10

鋼船規則検査要領 CS 編 CS6.1.1, CS6.1.3, 付録 1 表 CS

鋼船規則検査要領 D 編 D13.2.5

鋼船規則検査要領 O 編 O7.2.1